

55. 札幌市保育園嘱託医が関係する医療上の問題点：健診、与薬、登園許可証、迅速検査

楠 幸博、小笠原由法、岡田 靖、須藤 章

【はじめに】

保育園嘱託医の役割は保育所における保育が大きなトラブルなく行われるのを支援することにある。嘱託医と保育園が関係する医療上の問題点についてアンケート調査を行った。

【方法】

当協議会が把握している札幌市認可保育園嘱託医134人にアンケート用紙を郵送しFAXで回答を得た。

【結果】

77人から回答を得て、回収率57%であった。不適格1人（嘱託医ではなくなった）を除いた合計76人分を集計して結果を検討し分析した。

嘱託医の担当保育園数の中央値は3ヶ所で、最高15ヶ所であった。平均担当保育園数は3ヶ所だが、10人以上の嘱託医が6ヶ所以上担当していた。嘱託医間の違いが大きかった（図1）。1年間の施設あたり健診回数は中央値2回（162施設）で最高12回（28施設）であった（図2）。新設の保育園は2回の健診が多く、公立保育園や旧来よりある保育園は健診回数は多いと考えられる。一人の医師の1年間合計健診回数の中央値は11から15回であり、最高42回であった。年間健診回数が20回以上に及んでいる嘱託医も多数存在することが

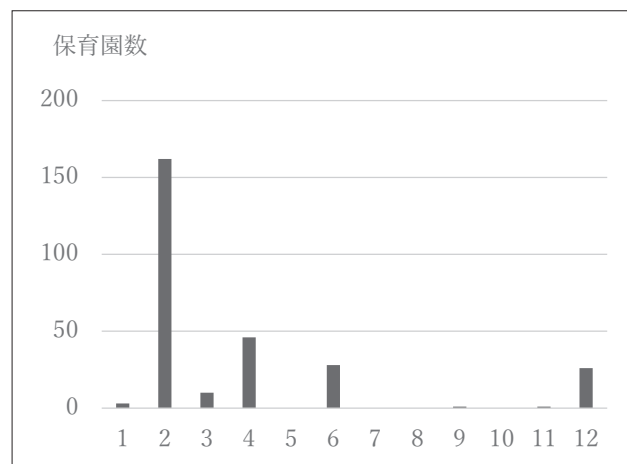


図2 保育園ごとの年間健診回数

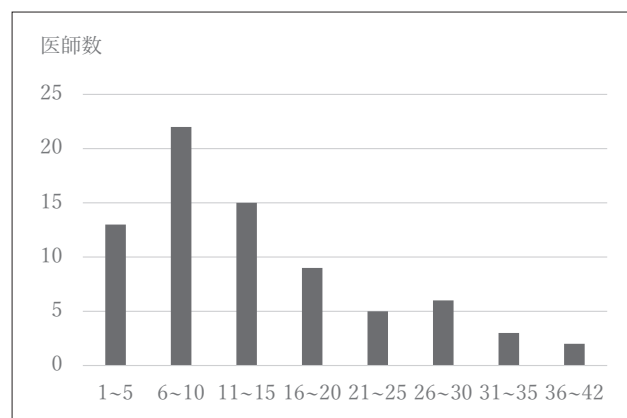


図3 嘱託医一人当たりの年間健診回数

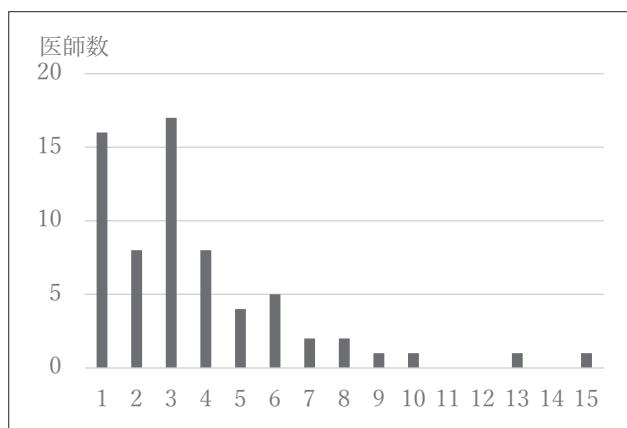


図1 嘱託医一人当たりの担当保育園数

わかった（図3）。

嘱託医（ほとんどが小児科医）が保育園での与薬をお願いして処方しているものがあるか尋ねた。処方なしが54人（77%）、処方ありが16人（21%）で、内訳は抗生剤5人、解熱剤4人、エビペン2人、抗アレルギー剤3人、軟膏1人（回答なしが6人）であった。

登園許可証は、嘱託医が医療側として必要と考えるか尋ねた。必要ありが22人、保育園によるが25人、疾患によるが5人、不要が22人であった。

嘱託医が行っている迅速検査（インフルエンザ、RS、溶連菌、アデノ、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、ロタ、ノロ）について尋ねた。検

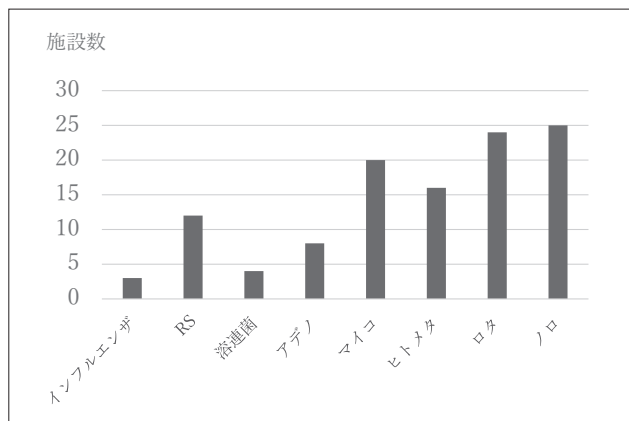


図4 嘱託医が実施していない迅速検査

検査感度に不満がマイコプラズマで49人中33人であったが、その他の検査については概ね満足していた。実施していない施設が多い迅速検査はマイコプラズマ20人、ロタ24人、ノロ25人で、3分の1となっていた(図4)。さらに多数の嘱託医が保育園側からの検査を勧められて受診する保護者が多くて困っているとコメントしていた。

【考察】

札幌市において、近年待機児童解消するため次々と保育園が新設されている。嘱託医となる医師の数は限界があるので、一人の医師が担当している保育園数および年間健診回数が増加している。それに伴い十分な健診回数の実行は困難な状況になってきた。札幌市公立保育園では数年前まで、乳児年24回、幼児は12回の健診が10年以上続けられてきた。しかし近年嘱託医を見つけるのが困難になったので、健診回数を半分に減らし、さらに少なくなる予定である。法律上、最低2回すれば良いとなっている。健全な発達発達を見守るという職務を考えれば、健診回数は多いほど良いと考えられる。ただ今回の調査から一人医師が行っている年間の健診回数がかかなり多くなっている方がいるので検討が必要である。

嘱託医のほとんどが小児科であるが、保育園への処方割合は21%にのぼる。保育士が誤って与薬した事例は多く報告されて、与薬を負担と考えている保育園がほとんどである。常勤している看

護師数は札幌市保育園において15%と少ない。医療的知識も十分でない保育士に負担をかけないようにできるだけ、医療側も配慮すべきである。例えば抗生剤などはできるだけ1日2回の処方にする、3回が必要な場合は帰宅後、寝る前などを提案したい。発熱時の座薬や軟膏は、通常緊急性はない。例外とし食物アレルギーに対する緊急の治療薬については必須と考える。

登園許可証について、文部省管轄の小学校、幼稚園では要求されていない。働いている保護者に再度の受診で負担をかける許可証を不要としている嘱託医は3分1に上った。しかし3分2は必要と考えている。学校においては養護教師が常駐しているが、保育園において看護師が常駐していないことが多く、さらに年少者で感染症になりやすさがあり別の配慮の必要であり同一に扱うことはできない。

迅速検査についてのコメントから、検査を希望して受診する保護者が多すぎると嘱託医は考えている。保育園は感染の拡大予防ため、早期の確定診断を求める。保護者は早期復帰のため、早期の確定診断と治療を求めて受診する。医療側は問診、診察などから、保険診療に照らし合わせてから検査と治療を行っている。保護者と保育園側は迅速検査に対して過剰な信頼感と期待感があって、すぐに結果が出て、100%診断できると思っている方が多い。しかし医療側は限界があることを知っているし、それぞれの診療機関によって迅速検査の適応も違っている。残念ながら3者の間に病気に対する知識や考え方に大きな隔たりが存在している。医療側は保育園や保護者の双方に向かってわかりやすい説明が求められている。

【結語】

札幌市保育園嘱託医はおおよそ3ヶ所の施設を担当し、年間合計13回健診をしていた。嘱託医の23%が保育園での与薬を目的として処方していた。登園許可証は嘱託医の3分2が必要と考えていた。迅速検査のあり方を丁寧に保育園や保護者に説明する必要がある。